

平成28年度 エネルギー対策特別会計 木質バイオマス・木材関連事業ガイド

林野庁

※ 本ガイドは、公表資料を基に林野庁が作成したものです。
【本ガイドに関するお問い合わせ先】
林野庁 計画課 企画班
電話:03-3501-3842(直通)

目 次

No.	取組内容	事業区分	頁
主に地方公共団体向け			
1	地域における木質バイオマス資源の活用に向けた調査や計画づくりを行いたい！ ＜木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業＞	補助	1
2	木質バイオマスエネルギー施設（発電・熱利用）を整備したい！ ＜再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業＞	補助	2
主に民間事業者向け			
1	木質バイオマスエネルギー施設（発電・熱利用）を整備したい！ ＜再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金＞	補助	3
2	面的な木質バイオマスエネルギー利用の事業化に向けた調査や計画づくりを行いたい！ ＜地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（構想普及支援事業）＞	補助	4
3	面的な木質バイオマスエネルギー利用システムを導入したい！ ＜地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（エネルギーシステム構築事業）＞	補助	5
4	地域で木質バイオマス発電・熱利用に係る事業を立ち上げたい！ ＜地域低炭素投資促進ファンド事業＞	出資	6

1 地域における木質バイオマス資源の活用に向けた調査や計画づくりを行いたい！

事業名：

「木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業」(環境省)

地方公共団体が行う木質バイオマス資源の持続的活用を行うための賦存量調査の実施や計画の策定事業に対して補助を行います。

対象となる方

都道府県、市町村及び特別区

支援内容

1. 補助対象事業

(1) 森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備導入等に向けた、

- ① 木質バイオマス資源量調査の実施に係る経費を補助
- ② 設備導入を行うための実施設計に係る経費を補助

(2) 木質バイオマス資源の持続的な活用を目指した各地方公共団体が主催する協議会の運営費を補助

2. 補助率等

定額(※ただし、都道府県及び政令指定都市は2,000万円、政令都市以外の市町村及び特別区は1,500万円を上限とする。)

3. 補助対象経費

上記補助対象事業に係る、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料、消耗品費等

対象事業の要件等

- 以下に示す環境に係る計画に位置づけられた事業若しくは位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業
 - ・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第20条第2項の規定による計画及びそれに準ずるもの)
 - ・ 生物多様性地域戦略(「生物多様性基本法」(平成20年法律第58号)第13条第1項の規定による計画)
 - ・ 地域連携保全活動計画(「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」(平成22年法律第72号)第4条第1項の規定による計画)
- 本事業実施年度3年以内に設備導入等を行い、二酸化炭素排出量の削減が確実に見込まれること。
- 木質バイオマス資源の賦存量調査については、都道府県及び市町村において木質バイオマス資源の活用予定の地域が重複することが無いように調整が済んでいること。

公募期間等

5月末で第1次公募終了(※第1次公募で公募予算に達しなかった場合、追加公募を行う(6月中旬以降)。)

イメージ

【事業内容】

森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対する支援

地域の木質バイオマス賦存量の把握



木質バイオマス資源の活用・ポテンシャル量の把握



地域資源の循環計画
二酸化炭素排出削減目標



燃料供給に対する対価等の支払い

森林等の管理方法の検討



2 木質バイオマスエネルギー施設（発電・熱利用）を整備したい！

事業名：

「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」(環境省)

再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助します。

対象となる方

地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、協同組合(森林組合等)等

支援内容

1. 補助対象事業

(1) 再生可能エネルギー設備導入事業

以下の再生可能エネルギー設備の導入に係る経費を補助

①発電設備、②熱利用設備、③発電・熱利用設備

(2) 事業化計画策定事業

上記設備のうち、②又は③の導入に係る事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定に係る経費を補助等

2. 補助率等

(1) 再生可能エネルギー設備導入事業：政令指定都市以外の市町村は補助対象経費の2/3、その他は1/2

(2) 事業化計画策定事業：定額(※1事業当たり1,000万円を上限とする。)

3. 補助対象経費

上記補助対象事業に係る、設備費、工事費、機械器具費、測量・試験費(以上、「(1)再生可能エネルギー設備導入事業」に係るもののみ)、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料、消耗品費等

対象事業の要件等

<共通>

○ 固定価格買取制度(FIT)による売電を行わないものであること。

○ 原則、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第20条の3第1項及び第3項の規定による計画及びそれに準ずるもの)に位置づけられた施策若しくは位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている施策であること。

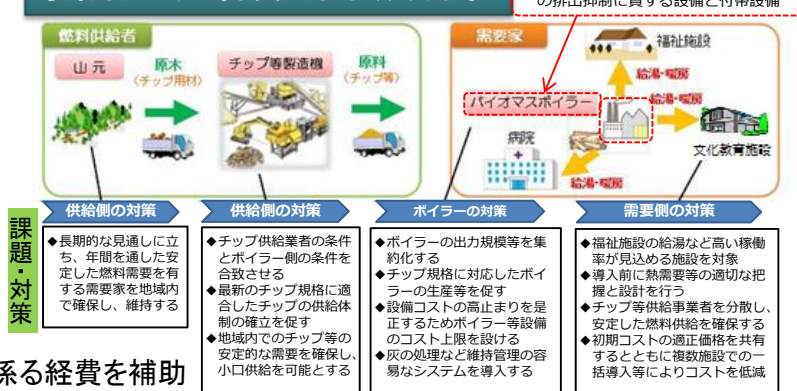
<「(1)再生可能エネルギー設備導入事業」関係>

○ 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている自然的社会的条件に応じた課題への適切な対応を備えていること。

<「(2)事業化計画策定事業」関係>

○ 再生可能エネルギー(熱)を利用した事業の事業化を前提とした計画策定を行うものであること(ただし、熱利用とあわせて発電も行う場合も可とする)。

事業イメージ(木質バイオマスの例)



公募期間等

第1次公募締切：平成28年6月10日(※第1次公募で公募予算に達しなかった場合、追加公募を行う。)

お問い合わせ先・事業内容詳細

(公益財団法人)日本環境協会

https://www.jeas.or.jp/activ/prom_16_00.html

主に民間事業者向け

1 木質バイオマスエネルギー施設（発電・熱利用）を整備したい！

事業名：

「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」(経済産業省)

民間事業者が実施する、木質バイオマス熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電システム等の導入に係る経費の一部を補助します。

対象となる方

再生可能エネルギー利用設備を導入する

- ① 民間企業(地方公共団体等が出資し設立された法人又は非営利団体は除く)
- ② 青色申告を行っている個人事業主



木質バイオマス発電



木質バイオマスボイラー

支援内容

1. 補助対象事業

- (1) 再生可能エネルギー熱利用設備
バイオマス熱利用設備、バイオマス燃料製造設備等の導入に係る経費を補助
- (2) 再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池
バイオマス発電設備等の導入に係る経費を補助

2. 補助率等

補助対象経費の1/3以内(地方公共団体から指定・認定を受けた先導的な事業の場合、2/3以内とする場合がある)
(※ただし、熱利用設備を導入する場合:3億円/年度、発電設備等を導入する場合:1億円/年度を上限とする。)

3. 補助対象経費

上記補助対象事業に係る、設計費、設備費、工事費

4. その他

補助対象事業の実施期間は、原則1年(単年度)とするが、事業工程上、単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業について、補助事業実施期間を最大4年までとする(ただし、次年度以降の補助金交付を保証するものではない)。

対象事業の要件等

(1) 再生可能エネルギー熱利用設備

- 熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合(再エネ率)が10%以上、または再生熱の年間総発熱量が200GJ以上であること
- バイオマス熱利用設備の場合、以下の要件を満たすこと
 - ・ バイオマス依存率※が60%以上であること
 - ・ バイオマスから得られる熱供給能力が0.4GJ/h(0.095Gcal/h)以上であること
 - ・ バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備の場合、発電出力が10kW以上であること 等
- バイオマス熱利用設備の場合、以下の要件を満たすこと
 - ・ バイオマス依存率※が60%以上であること
 - ・ 一定以上の製造量、燃料の低位発熱量が確保できること 等

(2) 再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池

- 固定価格買取制度(FIT)において設備認定を受けないこと
- バイオマス発電設備の場合、以下の要件を満たすこと
 - ・ バイオマス依存率※が60%以上であること
 - ・ 発電出力が10kW以上であること 等

※ 当該施設の発熱量全体に占めるバイオマス由来の発熱量

公募期間等

第2次公募締切:平成28年6月30日(第3次公募締切:8月5日、最終締切:9月9日)

お問い合わせ先・
事業内容詳細

(一般社団法人)環境共創イニシアチブ

https://sii.or.jp/re_energy28/shinsei/note.html

2 面的な木質バイオマスエネルギー利用の事業化に向けた調査や計画づくりを行いたい！

事業名：

「地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（構想普及支援事業）」（経済産業省）

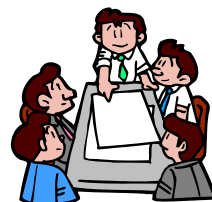


民間事業者が中心となった、地域における面的な木質バイオマスエネルギー利用の事業化に向けた事業化可能性調査やマスタープランの作成に係る経費を補助します。

対象となる方

民間会社、民間会社を主申請法人とする共同体、地方公共団体

※ 本事業による調査等に基づき、エネルギーシステムを導入する事業者、エネルギー供給を行う事業者（マスタープラン策定の場合は、これらに加え、事業実施場所の地方公共団体）が共同申請者として必ず含まれること



支援内容

1. 補助対象事業

一定規模のコミュニティ（街区、分譲住宅地、工業団地、病院、大学のキャンパス、スポーツ施設等）の中で地産地消型のエネルギーシステムの設置等を伴う面的なエネルギー事業を実施する場合において、以下の調査等に要する費用を補助。

(1) 事業化可能性調査

- ① 再生可能エネルギー等を活用した地域でのエネルギー需給の管理に関する調査（必須）
- ② 地域における再生可能エネルギーの賦存量、利用状況等の調査（任意）

(2) マスタープラン策定

- 平成29年度から30年度までの間に事業を開始することを前提とした、地域の詳細なマスタープランの策定

2. 補助率等

- (1) 事業化可能性調査：定額（※ただし、1,000万円を上限とする。）
- (2) マスタープラン策定：定額（※ただし、3,000万円を上限とする。）

3. 補助対象経費

上記補助対象事業に係る、労務費（研究員費、補助員費）、謝金、旅費、外注費、諸経費等

対象事業の要件等

- 他の地産地消型エネルギーシステムの構想・計画への波及効果が高いと見込まれること。
- 地域に根ざした地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた調査やマスタープランの策定であり、対象事業の技術が実用段階にある、又は実用段階に近いこと。
- 調査対象事業の事業化可能性が高いと見込まれること。
- 共同補助事業者は、補助事業に対して費用負担するものであること（地方公共団体を除く）。 等

公募期間等

(1) 事業化可能性調査

第一次締切：平成28年5月16日、最終締切：平成28年8月8日

(2) マスタープラン策定

第一次締切：平成28年6月30日、最終締切：平成28年8月8日

お問い合わせ先・
事業内容詳細

（一般社団法人）新エネルギー導入促進協議会

http://www.nepc.or.jp/renewable_local/index.html

主に民間事業者向け

3 面的な木質バイオマスエネルギー利用システムを導入したい！

事業名：

「地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(エネルギーシステムモデル構築事業)」(経済産業省)

民間事業者が中心となった、地域における面的な木質バイオマスエネルギー利用システムの導入に係る経費を補助します。

対象となる方

民間会社、民間会社を主申請法人とする共同体、任意団体
(地方公共団体は共同提案者にはなれますが、主提案者にはなりません)

支援内容

1. 補助対象事業

一定規模のコミュニティの中において、先導的な地産地消型エネルギー面的システム(バイオマス熱利用設備、バイオマス発電設備等)を構築する事業に対し、その構築に要する経費の一部を補助。

2. 補助率等

1/2以内

(地方公共団体と共同実施する民間団体が実施主体となり、一定の要件を満たす場合は2/3以内とする場合がある)

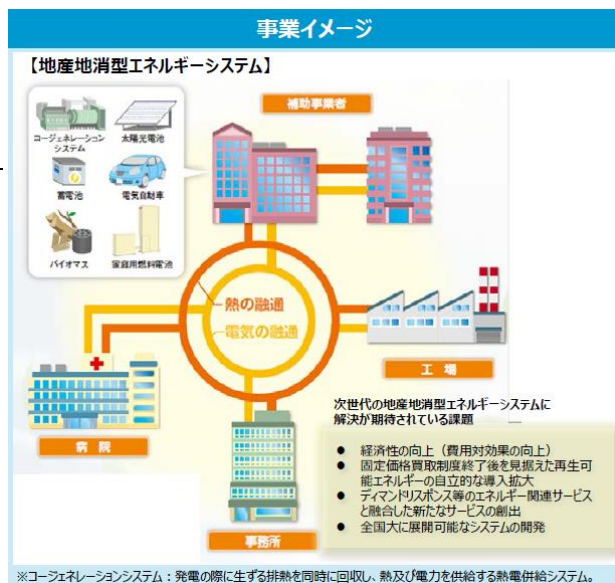
(※ただし、4億円/年度を上限とする)

3. 補助対象経費

設計費、設備費、工事費、諸経費

4. その他

補助対象事業の実施期間は、原則1年(単年度)とするが、事業工程上、単年度では事業完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、補助事業実施期間を「1事業あたり最大3年度」とする(ただし、次年度以降の補助金交付を保証するものではない)。



対象事業の要件等

- 再生可能エネルギー等を利用し、一定規模のコミュニティの中(街区をまたぐ地域、同一敷地内(教育・医療・商業施設、工場等)の複数建物、複数の事業者が利用する商業施設等)で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの面的な利用を行うもの、又は将来的な地産地消型エネルギーシステムの構築に資する先端的技术等を含んだ新規性を有し、その技術等における課題等の解決を見込める実証を行うものであること。
- 電気や熱等を一定規模のコミュニティの中で融通する場合であっても、単に設備(配管、熱導管等の付帯設備を含む)を「更新する」事業は補助対象外とする。
- 固定価格買取制度(FIT)において設備認定を受けないこと。
- 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域等での展開に資するものであること。
- 現在又は将来における事業性が一定程度見込まれるものであること。

公募期間等

一次締切：平成28年5月23日、二次締切：平成28年8月22日)

お問い合わせ先・
事業内容詳細

(一般社団法人)低炭素投資促進機構
http://www.teitanso.or.jp/sc_top#sctop01

主に民間事業者向け

4 地域で木質バイオマス発電・熱利用に係る事業を立ち上げたい！

事業名：
「地域低炭素投資促進ファンド事業」(環境省)

地域における地球温暖化対策のための事業(対象事業)を行う民間事業者や対象事業に投資を行う団体を出資により支援します。

対象となる方

民間事業者、投資事業有限責任組合 等

支援内容

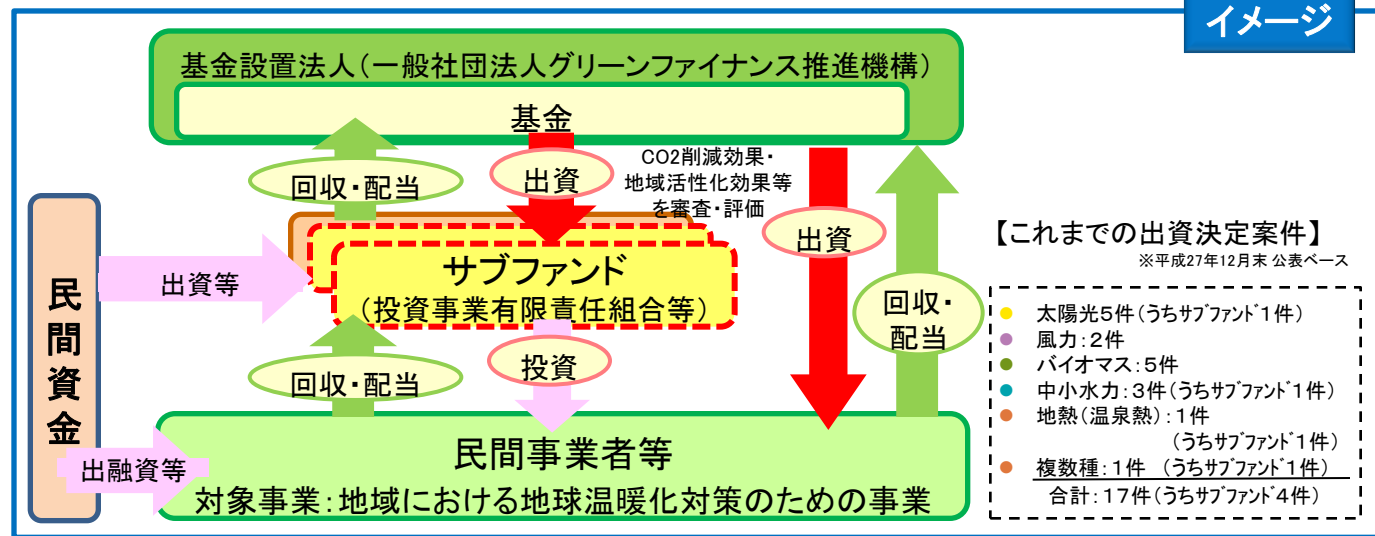
1. 対象事業

地域における地球温暖化対策のための事業(木質バイオマス発電・熱利用等)

2. 出資額

対象事業に係る総出資額の1/2未満

イメージ



対象事業の要件等

○ 以下の要件の全てを満たすもの。

- ・ 事業の実施により二酸化炭素の排出量が抑制され、又は削減されること。
- ・ 事業を実施する地域の活性化に資すること。
- ・ 基金事業による支援(基金事業から出資を受けた投資事業者有限責任組合等による出資を含む)を受けることにより、必要な資金の調達が可能となる見込みがあること。
- ・ 長期的に採算をとる見込みがあること。
- ・ 対象事業者が、専ら対象事業を行うことを目的とするものであること。
- ・ 対象事業者が、自ら主導的に事業を遂行する能力、意思及び体制を有すること。

公募期間等

随時受け付け

お問い合わせ先・
事業内容詳細

(一般社団法人)グリーンファイナンス推進機構(基金設置法人)

<http://greenfinance.jp/comp/>

参考 平成28年度 エネルギー対策特別会計 木質バイオマス・木材関連事業（全体）

○ ガイドに掲載した事業を含め、平成28年度のエネルギー対策特別会計における木質バイオマス・木材関連の事業には以下のものがありますのでご参考になしてください。

環境省・経済産業省との連携事業

【平成28年5月20日時点】

番号	事業名	事業概要	事業実施主体	補助/委託	H27 予算額	H28概算 決定額	具体の連携 内容	公募情報等	林野庁 担当課
環境省 ①	木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業	原木の加工、燃料の運搬、発電・熱利用等のための施設を導入し、技術・システムの実証を行うとともに、施設の導入・運用を通じ、課題の整理やその克服方法の検討等を行う。	民間団体、地方公共団体等	委託	18億円	7億円	環境省が林野庁に執行を委任	26年度採択事業の継続事業のため、28年度の新規採択はなし。	木材利用課
環境省 ②	セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業	自動車部材、発電機、家電製品等の軽量化や燃費・効率改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー等の次世代素材について、関係省庁やメーカー等と連携して早期社会実装を推進する。	民間団体等	委託	3億円	33億円	各省の関連施策等に関する情報共有等を行う「ナノセルロース推進関係省庁連絡会議」に林野庁もメンバーとして参画	・公募期間：未定 ・採択時期：未定 ・公募情報：未定	研究指導課
経産省 ①	高機能リグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術開発	高機能リグノセルロースナノファイバーについて、一貫製造プロセス及びこれを用いた自動車部品や建材等の部材化に関する技術開発を行う。なお、「ナノセルロース推進関係省庁連絡会議」を設置し、農林水産省・林野庁及び環境省と事業内容等について共有するなど連携を図る。	大学、公設試等、民間企業等	NEDO 交付金	4.5億円	4.2億円	各省の関連施策等に関する情報共有等を行う「ナノセルロース推進関係省庁連絡会議」に林野庁もメンバーとして参画	25年度採択事業の継続事業のため、28年度の新規採択はなし。	研究指導課
経産省 ②	バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業	バイオマスエネルギーをビジネスとして確立させるため、農林水産省が有する未利用間伐材や農業残渣等のバイオマス資源に関する知見と、環境省が有する地域における持続的な環境保全に関する知見を活用し、バイオマスエネルギー利用に係る設備機器の技術指針と、システムとしての導入要件の策定・実証を行う。	民間企業、大学、地方公共団体等	NEDO 交付金	5億円	10.5億円	技術指針等を作成するための検討委員会に農水省もオブザーバー参加	・執行団体：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） ・公募期間：5月中旬から1ヶ月程度（予定） ・採択時期：未定 ・公募情報：（予告） http://www.nedo.go.jp/koubo/FF1_100168.html	木材利用課 〔農林水産省 食料産業局〕
経産省 ③	住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現・普及のためのガイドライン作成を目的として、先進的省エネルギー建築物の導入等に対して支援を行う。	建築物所有者等	補助	7.6億円 の内数	110億円 の内数	ZEB事業の採択に当たって、木材が利用されている案件について加算	・執行団体：一般社団法人環境共創イニシアチブ ・公募期間：4月11日～5月23日 ・採択時期：6月下旬 ・公募情報： https://sii.or.jp/zeb28/first.html ※上記公募において公募予算に達しなかった場合、追加公募を行う場合がある。	木材産業課
経産省 ④	住宅省エネリノベーション促進事業（27年度補正）	既築住宅の省エネ化を図るリノベーションを促進するため、住宅の所有者等による高性能なガラス、窓、断熱材等を用いた断熱改修を支援する。戸建住宅においては、これらの断熱改修と同時に高性能な家庭用設備（給湯設備等）を導入する場合にその費用も支援する。	①対象製品登録：建材製造事業者等 ②一般公募：建築物所有者等	補助	－	100億円 ※27補正	木材を利用した高性能建材についても支援	①対象製品登録 ・執行団体：一般社団法人環境共創イニシアチブ ・公募期間(二次)：5月下旬～7月下旬（予定） ・公募情報： https://sii.or.jp/renovation27r/material.html ②一般公募（住宅への補助の公募） ・執行団体：一般社団法人環境共創イニシアチブ <戸建住宅・集合住宅（個人）> ・公募期間：3月31日～6月9日 （二次公募：6月中旬～8月下旬（予定）） ・採択時期：随時 <集合住宅（全体）> ・公募期間(二次)：6月中旬～6月下旬（予定） ・採択時期(二次)：7月下旬 ・公募情報： https://sii.or.jp/renovation27r/first.html	木材産業課

(参考) その他の木質バイオマス・木材利用にも活用できる事業

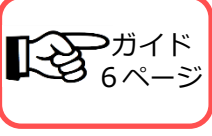
番号	事業名	事業概要	事業実施主体	補助/ 委託	H27 予算額	H28概算 決定額	公募情報等
環境省③	木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業	森林に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした、地方公共団体の行う計画策定に対して支援を行う。	地方公共団体	補助	—	4億円	・執行団体：（公財）イオン環境財団 ・公募期間：4月25日～5月26日 ・採択時期：6月中旬（予定） ・公募情報： http://www.aeon.info/ef/activity/biomass2016.html ※上記公募において公募予算に達しなかった場合、追加公募を行う場合がある。
環境省④	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	地域における再生可能エネルギー利用の拡大を図るため、普及・拡大の妨げとなっている課題に適切に対応し、かつ二酸化炭素削減の費用対効果の高い再生可能エネルギー設備（木質バイオマス熱利用設備、発電設備等を含む）の導入、事業化計画策定等に対して支援を行う。（民間事業者は経済産業省、地方公共団体等は環境省が支援。）	地方公共団体、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、森林組合等	補助	—	60億円の内数	・執行団体：（公財）日本環境協会 ・公募期間：5月2日～6月10日 ・採択時期：7月末（予定） ・公募情報： https://www.jeas.or.jp/activ/prom_16_00.html ※上記公募において公募予算に達しなかった場合、追加公募を行う場合がある。
環境省⑤	地域低炭素投資促進ファンド事業	一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する。	民間事業者、投資事業有限責任組合等	基金への補助	46億円の内数	60億円の内数	・執行団体（基金設置法人）：（一社）グリーンファイナンス推進機構 ・公募期間：随時 ・採択時期：随時 ・公募情報： http://greenfinance.jp/comp/
経産省⑤	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金	地域における再生可能エネルギー利用の拡大を図るため、木質バイオマスや地中熱等を利用した熱利用設備、自家消費型の木質バイオマス発電や太陽光発電等の再生可能エネルギー発電や蓄電池の導入に対して支援を行う。（民間事業者は経済産業省、地方公共団体等は環境省が支援。）	設備設置者（民間企業、個人事業主）	補助	—	48.5億円	・執行団体：一般社団法人環境共創イニシアチブ ・公募期間：4月28日～9月9日 （一次締切5月27日、二次締切6月30日、三次締切8月5日、四次締切9月9日） ・採択時期：6月下旬頃、8月中旬頃、9月下旬頃、10月下旬頃 ・公募情報： https://sii.or.jp/re_energy28/shinsei/note.html
経産省⑥	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金	地域における分散型エネルギーの有効活用を推進するため、地域の実情に応じ、再生可能エネルギー等を利用した先導的な地産地消型エネルギーシステムの導入を支援する。	民間事業者等	補助	—	45億円の内数	①構想普及支援事業 ・執行団体：一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 ・公募期間：4月18日～8月8日 （「事業化可能性調査」の一次締切5月16日、最終締切8月8日、「マスタープラン策定」の一次締切6月30日、最終締切8月8日） ・採択時期：未定 ・公募情報： http://www.nepc.or.jp/renewable_local/index.html ②エネルギーシステムモデル構築事業 ・執行団体：一般社団法人低炭素投資促進機構 ・公募期間：4月18日～8月22日 （一次締切5月23日、二次締切8月22日） ・採択時期：未定 ・公募情報： http://www.teitanso.or.jp/sc_top#sctop01



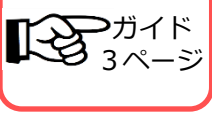
ガイド
1 ページ



ガイド
2 ページ



ガイド
6 ページ



ガイド
3 ページ



ガイド
4 ページ
5 ページ